

障がい者と雇用



第44号 令和3年12月発行

社会福祉法人ロザリオの聖母会
障害者就業・生活支援センター
東総就業センター

発行責任者 辻内 理章

〒289-2513

千葉県旭市野中3825

TEL 0479-60-0211

FAX 0479-60-0212

E-mail toso-s@rosario.jp

みんなのライフスタイル ～仕事と生活と未来と～

障害者就労促進チャレンジ事業「企業向け見学相談会」（共催：銚子公共職業安定所）を11月18日にオンラインで開催しました。相談会では、高圧化工株式会社千葉工場（旭市鎌数）での障害者雇用の取り組みについて経営管理部次長の湯浅義之様にお話しをいただきました。今回、相談会の中ではみなさんが働く現場の様子を動画でお伝えしましたが、インタビューで仕事についてや将来のことについてお聞きした内容をご紹介します。



根本さん <平成27年から勤務開始して入社7年目>

○高圧化工で担当している業務について教えてください

塗装（蒸着）を行う製品を専用の器具に取り付ける作業をしています。毎日、時間をみて仕事をしています。

○これからの目標は何ですか

つらいこともありますけど、がんばってやりたいと思っています。

加瀬さん <今年の8月から勤務開始して入社3か月>

○入社してよかったことはありますか

障害に対しても理解してもらえることです。私は、大きな音が苦手なので“イヤーマフ”（周りの騒音などを防ぐ効果のある道具）の着用について許可をいただいています。

○これからの目標を教えてください

長く働き続けることと、任された仕事を自分の力で最後まで取り組み、いずれは正社員として働きたいと思っています。



相談会では、湯浅様より障害者雇用を始めた経緯から定着に向けた取り組み、支援機関とのつながりについてお話しをいただきました。会社内では、掲示物が足りない部分は随時追加して『見える化』に取り組み、他の従業員と同じように接するよう意識されているとお話しされていました。今後の取り組みとして、さらなる受け入れ態勢の整備や働きやすい職場環境（障害者も、一般従業員も働きやすい環境）となり『もっと良い職場作り』に会社全体で取り組みたいとおっしゃっていました。

雇用に向け、初めに会社が行ってほしい業務や行える業務について就業センターにご相談がありました。また、地域の就労支援機関と連携し、職場の見学や実習を経て雇用の判断をいただきました。雇用前の段階から会社側も本人や支援機関も長く働き続けられるように関わることが大切です。

障害者就労促進
チャレンジ事業
(千葉県委託事業)

障害のある人の就労を促進することを目的に、事業主及び障害のある人の双方の意識改革を図るとともに、障害者就労支援機関と事業主等との関係の構築、事業主及び障害のある人の「働く」ことへの理解を深めるために千葉県が実施している事業です。

令和3年度 障害のある方の雇用と就業に関しての地域意見交換会

9月16日(木)に銚子公共職業安定所との共催でZoomを利用したオンライン方式で開催しました。企業や支援機関から40名が参加し、『就労支援と生活支援の連携から「地域で働き、私らしく暮らす」を考える』をテーマに千葉市中央区障害者基幹相談支援センター管理者の伊藤佳世子様に、ご講演いただきました。重い障害のある方の就労に向け、制度の利用や企業で働くための環境を構築した取り組みについてお話をいただきました。障害のある方が地域で働くことや、生活していくためには、関係機関が連携して関わり、「就業面」と「生活面」をセットで支援することが必要だということの再認識ができたのではないかと思います。



講師 伊藤 佳世子様



令和3年度 就業支援者養成セミナー

10月21日(木)に地域の就労支援に関わる支援者の支助力向上と就労支援ネットワークの強化を図ることを目的とした就業支援者養成セミナーをZoomで開催しました。今回は、習志野市で障害福祉サービスの運営を行っている社会福祉法人あひるの会の松尾公平様をお招きし『就労支援に必要なスキルについて』をテーマに、地域における就労支援について意見交換を行いました。



社会福祉法人あひるの会
障害福祉サービス事業所あかね園 施設長
障害者就業・生活支援センター センター長
松尾 公平 様



松尾様からは「社会に出た際に、本人たちが困らないようにする生活力、経験や体験の創出を大切にしている」などあかね園での職業準備性を高める取り組みについてお話をいただきました。意見交換では「生活力を高める取り組みの必要性があるものの、なかなか実践できない。」と現在の各施設での課題や今後の取り組みについて実感ができたセミナーになりました。

のぞみ会の活動について

今年の活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により、総会の開催が延期となってしまい、その後の活動についても自粛が続く状況です。今後の活動につきましては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、検討していく予定です。

千葉県最低賃金が改正されました

令和3年10月1日から「千葉県最低賃金」が時間額953円に改正されました。

(従来の925円から28円引上げ)

最低賃金についての相談や詳しい内容については千葉労働局労働基準部賃金室または、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



～ 2021年も大変お世話になりました ～

就業センターへの相談は

年内 12月29日(水)まで

年明け 1月4日(火)から となります

障害のある方からの就労に向けた相談や企業の方からの障害者雇用や定着に向けた相談をお受けしています。お気軽に東総就業センターへお問い合わせください。